

第4章

【基本目標4】

豊かな心を育て、
文化を大切にする
夢(まち)づくり



第1節 学び環境の充実



1 生きる力を育む学校教育の充実

現状と課題

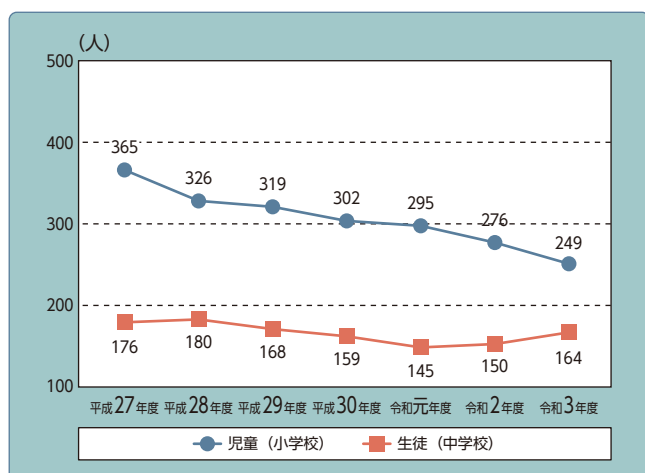
本町では、次代を担う子ども達に、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成するため、教育の計画的振興と信頼される学校づくり、及び学校・家庭・地域の連携強化を図っています。

そのため、小中学校の実情に即した教材整備や各種事業を実施し、また、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導助手を招致する等義務教育環境の充実と学びの向上に努めています。

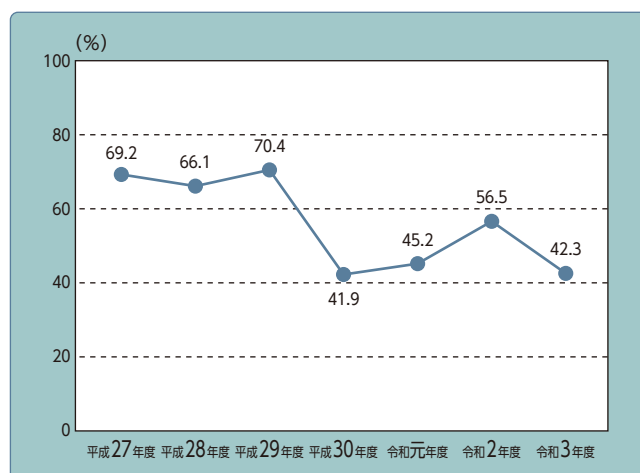
また、心の教室相談員を配置し、児童生徒の悩みなどの相談を受け、不登校やいじめ問題等の課題解決にあたり教育環境の充実に努めるほか、児童生徒の健康管理、学校保健業務の充実、教職員の健康管理の実施、及び、新型コロナウイルスに対する児童生徒の健康管理を行っています。

今後も、こうした取組を進めるとともに、これまでの協働的な「日本型学校教育」と併せて、主体的な学習能力のかん養による個別最適な学びを学校教育で推進する必要があります。

支援を要する児童生徒に対しては、きめ細かな援助を行い、授業を円滑に進め、学びの向上を図るとともに、弟子屈高等学校に対しては、地域における教育環境の維持に努め、併せて、公設民営塾により魅力ある教育を進める必要があります。



児童・生徒数



弟子屈高等学校への町内進学率

取組の方針

- 新学習指導要領の着実な実施と、個別最適な学び及び協働的な学びを推進し、児童・生徒の学力向上に向けた取組を推進します。
- 基本的な生活習慣の定着に向け家庭との連携強化を図りつつ、児童・生徒の「豊かな心」や「生きる力」等の醸成及び体力の増強に努めます。
- 知識と郷土愛が身に付けられるようふるさと学習の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努めます。
- 弟子屈高等学校の存続に向けて、地元進学率の向上や公設民営塾をはじめとする様々な学習支援、通学支援を継続して実施します。
- 教職員のICT教育スキルのアップを支援するとともに、時間外業務の縮減や業務負担の軽減を図り教職員の働き方改革を推進します。

目指す姿

- 弟子屈町教育の目指す姿として掲げる「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」人材を育成しています。

施策

(1) 確かな学力のかん養と情報化教育の強化

新学習指導要領の着実な実施と、子ども達の学力状況の的確な実態把握に努め、各学校の学力向上に向けた取組を推進します。

また、これまでの協働的な「日本型学校教育」と併せて、主体的な学習能力のかん養による個別最適な学びを推進します。

更に、外国語によるコミュニケーション能力の育成強化を進めるとともに、ICTの活用による子ども達の情報化教育を重視し、都市部の学校との地域格差のない教育内容の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 学力向上推進事業
- 外国語コミュニケーション能力育成事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 心身の健康づくり

「豊かな心」や「生きる力」などの育成に向けた取組や、子ども達の体力状況の的確な実態把握に努めるとともに、健全な心身を維持できるよう学校保健の充実や、家庭学習習慣、基本的生活習慣の定着に向け、各学校における家庭との連携強化を支援します。

主な施策推進事業

- 学校保健活動推進事業
- 家庭学習推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(3) ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化・産業を学び、地域の魅力を再発見し、知識と郷土愛が身に付けられるよう、ふるさと学習の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 地域の魅力再発見事業
- 郷土愛育成事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(4) 特別支援教育の充実

障がいの区分や程度に応じた環境を整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の充実や特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努めます。

主な施策推進事業

- 特別支援教育教材充実事業
- 特別支援教育支援員配置事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 高等学校への支援

弟子屈高等学校での、小・中学校から一貫した文化・スポーツ・外国語教育やふるさとキャリア教育を推進するとともに、積極的に進めている進路指導に係る就業・大学体験事業をはじめ、部活動の充実や学校行事の取組、英語教育支援など各種教育活動を通じた魅力ある学校づくりを一層支援します。

また、将来にわたって弟子屈高等学校が存続できるよう、地元進学率の向上に向け、公設民営塾をはじめとする様々な学習支援、通学支援を継続して実施します。

併せて、関係機関団体による「弟子屈高校の教育を支える会」への支援を継続し、一層の連携を図りながら、住民が望む小・中学校・高校の教育環境を維持していきます。

主な施策推進事業

- 弟子屈高校支援事業
- 公設塾運営事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(6) 教職員のスキルアップと働き方改革の推進

教育委員会主催の研修会・研究会により参加しやすい体制を整えるとともに、ICT研修など教職員のニーズに応じた研修内容の充実を図ります。

また、教職員の働き方改革を推進するため、部活動指導の地域移行化をはじめとして、時間外業務の縮減や業務負担の軽減を図ります。

主な施策推進事業

- 教職員のスキルアップ支援事業
- 教職員の働き方改革推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

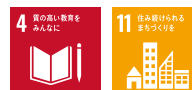
指標

指標名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 全国学力・学習状況調査における、数学の平均正答率 (中学校)	%	45.0 (R2年度)	60.0
(2) 家庭学習 (学年×10分) に取り組む児童の割合の向上 (小学校)	%	45.0 (R2年度)	55.0
(3) ふるさと教育を実施する小中学校の割合	%	100.0 (R2年度)	100.0
(4) 特別支援教育を必要とする子ども達への支援員配置割合	%	5.5人に対し1人配置 (R2年度)	3人に対し1人配置
(5) 弟子屈高等学校への地元進学率の向上	%	42.3 (R2年度)	60.0
(6) 時間外在校時間数の目標 ※1人当たり年間360時間以内を超える教職員の割合。	%	36.7 (R2年度)	20.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
第3次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



2 学校教育環境の充実

現状と課題

児童生徒により良い環境での学びを保障するために、学校施設・設備・教材等の適切な維持管理・更新を行い、安全で良好な教育環境を確保していますが、今後も必要な対応を取る必要があります。

また、教材面では、子ども達がこれからのデジタル社会に対応していくために、教育ICT環境に即した教材教具の整備が重要であり、国が進めるGIGAスクール構想により、令和2年度に1人1台のタブレット端末と大容量高速通信環境が整備されましたが、今後予定されるデジタル教科書の本格導入への対応等、更なる環境整備とともに、教員の資質向上が求められています。

更に、新型コロナウイルス感染症への対応として、様々な予防対策が実施され、機器も導入されましたが、今後はデジタル化と併せてオンライン学習への対応も必要となります。

教員住宅は、「公共施設等個別施設管理基本計画」において、「段階的に縮減し、民間住宅や民間資金の活用を進める」となっていますが、絶対数が不足しているため町外からの通勤者も多く、優秀な人材確保の観点からも住環境の改善が必要です。併せて地域の環境保全のため、老朽化した教員住宅の解体も急務となっています。

本町では、令和3年度から児童生徒の給食費を町が全額補助し、保護者の負担軽減とともに教職員の給食費徴収対応などの事務負担の軽減を図り、結果、給食費の滞納・遅延もなくなり、安定した食材購入が可能となりました。今後は、私会計から公会計への移行について管内市町村等の動向なども注視しながら実施に向け検討していく必要があります。

また、遠距離通学している児童生徒の負担を軽減し、義務教育環境の充実を図るため、スクールバスの適正かつ安全運行に努める必要があります。

取組の方針

- 学習指導要領に対応した教材・図書等の更新及びICT・デジタル化への対応を図るとともに、校務システムの更新を行います。
- 安全な通学路確保のため、道路管理者や警察等と連携を進めるとともに、スクールバスの効率的な運行体制を維持します。
- 教員住宅については、学校運営や施設管理の面からの必要性を踏まえ、計画的な建て替えを進めます。
- 子ども達の平等な学習機会の提供を推進するため、保護者の経済的負担の軽減等を継続します。
- 学校給食については、徹底した衛生管理に努めるとともに、児童生徒の学校給食費全額無償化を継続します。

目指す姿

- 子ども達にとって、安心・安全で学習に支障をきたすことのない環境が整備されています。

施策

(1) 学校教育環境の整備

安全で快適な教育環境を安定的に提供できるよう、経年による学校施設設備の損耗、機能低下に対応し、計画的に改修及び維持補修を進めます。

また、学習指導要領に対応した教材・図書等の更新及びICT・デジタル化への対応を図るとともに、学習履歴の活用や教職員の働き方改革を進めるための校務システムを更新します。

主な施策推進事業

- 校舎等学校施設改修事業
- デジタル教科書・教材整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 通学体制の確保

遠距離通学の子どもの負担を軽減するため、スクールバスの適宜更新と効率的な運行体制を維持継続します。

また、学校間における通学区域については、特認校制度により、特色ある教育活動を行う小規模小学校への通学に対応します。

更に、安全な通学路確保のため、道路管理者や警察等と連携を進めていくとともに、防犯や災害時等にも、保護者への連絡や地域等とのサポート体制を強化していきます。

主な施策推進事業

- スクールバス運行事業
- 通学路安全点検事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

(3) 教職員住宅の整備

民間物件の活用を見据えながら、現有施設の補修や解体整理を年次計画により進めるとともに、へき地の教職員住宅については、学校運営や施設管理の面から学校敷地周辺での住宅確保が必要であるため、計画的な建て替えを進めます。

段階的に縮減し、民間住宅の活用を進めていますが、民間住宅は全町的に不足していることから、計画的な建設や民間資金の活用を検討します。老朽化して改修が見込めない教職員住宅については、計画的に解体を進めます。

主な施策推進事業

- 教職員住宅管理事業
- 教職員住宅整備・解体事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(4) 保護者負担の軽減

経済的理由によって就学が困難な家庭に対しては、保護者負担の軽減等を継続し、平等な学習機会の提供を推進していきます。

就学援助制度については、学用品費等国の方針に基づき、継続して実施していきます。学校病に係る医療費についても、支援を継続します。また教材費等についても、保護者の負担軽減策を継続します。大学生等への奨学金については、条件付き給付型の制度を検討していきます。

主な施策推進事業

- 就学援助事業
- 教材費父母負担軽減事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(5) 学校給食の充実

安全で安心な学校給食を提供するため、一層徹底した衛生管理に努めるとともに、食品添加物が無添加の食品・調味料の使用を推進し、安全な給食の提供を図ります。

また、地場産食材を積極的に活用し地産地消を進めるとともに、学年に応じた食育指導の充実を図り、地元食材への関心を高めながら食の重要性を育みます。

今後も保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の学校給食費全額無償化を継続します。

更に、学校給食会計の公会計化を進め、会計処理の明確化を図るとともに一層教職員の業務負担軽減を図ります。

主な施策推進事業

- 衛生管理事業
- 地場産食材利用促進事業
- 食育推進事業
- 学校給食費無償化事業
- 学校給食費公会計化推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) デジタル教科書の整備	%	0.0※ ¹ （R2年度）	100.0
(2) スクールバス対象児童生徒の乗車率	%	100.0（R2年度）	100.0
(3) 教員住宅の入居率※ ²	%	100.0（R2年度）	100.0
(4) 就学援助対象児童生徒の支援率	%	100.0（R2年度）	100.0
(5) 地場産食材（北海道産）の使用割合	%	70.0（R2年度）	75.0

※1 令和3年度における文部科学省の実証事業で、6校のうち3校で1教科分を導入。

※2 老朽化が著しい住宅は除く。

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
第3次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度
弟子屈町学校施設等長寿命化計画	令和2(2020)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



安心・安全で、おいしい学校給食

第2節 生涯学習の推進と文化の継承



1 生涯学習のまちづくり

現状と課題

本町では、住民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進めるため、推進体制や関連施設の充実を図っています。

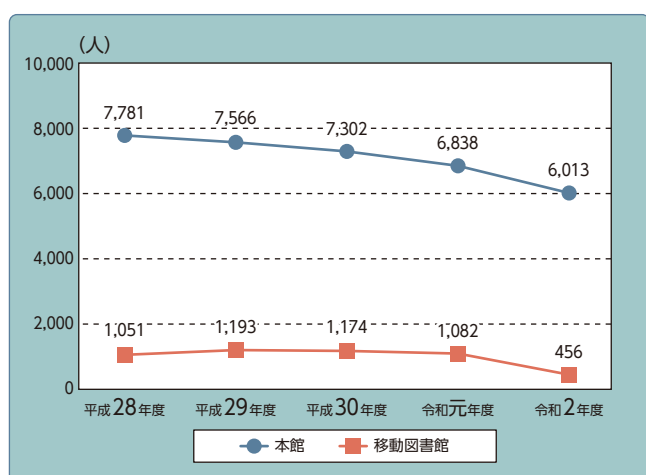
そのため、住民が自らの意思で学ぶことができる環境づくりを進めるため、生涯学習講演会を実施し、その啓発に努めています。

また、町の社会教育の根幹を担う社会教育委員等の研修を行うことにより、社会教育の資質向上及び推進を図っており、住民とともに充実した生涯学習のまちづくりに取り組んでいます。

公民館は、住民にとって一番身近な生涯学習施設として、多様な学習機会の提供を行っていますが、今後更に住民の参加を促すとともに、青年層から壮年層の参加を促進し、心身ともに健康の増進に取り組む必要があります。そして、施設の維持管理や利用しやすい環境づくりを行い、住民に対する学習機会の提供とサークル活動の充実を図る必要があります。

本町の図書館は、多くの住民に活用されているものの、利用者数は漸減傾向にあります。そのため、住民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供するために、図書購入・貸出、資料を用いて利用者の質問に答えるレファレンスなど各種図書館サービス、広報紙等を用いた情報提供等を進め、資料整備や学習機会の拡充を図る必要があります。また、令和7年度の移転を見据え、その準備にも取りかかります。

摩周観光文化センターは、各種文化・スポーツ系イベントを開催できる規模を有し、サークル等の活動支援、宿泊研修等の受入等を行っていますが、今後はより多く、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進める必要があります。



図書館利用者数



公民館講座

取組の方針

- 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習に関する各種情報の提供など総合的な学習相談体制の充実に努めます
- 公民館活動での学習効果が持続的に発展できるよう、地域の人材を活用した事業を拡充し、継続的な学習機会の提供に努め、学習意欲の喚起を図ります。
- 乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に対応するとともに、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努めます。また、図書館移転に向けた準備を推進します。
- 摩周観光文化センターの施設の効率的な利用促進やイベントの誘致を図ります。

目指す姿

- 全ての住民が生涯学び続けることができる、生涯学習環境の充実が図られています。

施策

(1) 生涯学習推進体制の強化

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供と学習プログラムの充実を図るとともに、町内外の各種団体・関係機関とのネットワークを強化し、学校外講師リストの作成など学習指導者の発掘に努めます。また、学習情報など生涯学習に関する情報の発信、総合的な学習相談体制の充実に努めます。

主な施策推進事業

- 高齢者大学事業
- 外部講師リスト活用事業
- 情報通信機器利用講習会開催事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(2) 公民館の施設整備と活動の充実

公民館の施設管理や老朽化した設備・備品の計画的な更新など、住民が安心して利用できるような環境を整えます。

公民館の生涯学習拠点施設としての機能拡充を推進検討し、各種講座や、学校または行政など各種機関との連携事業の実施、高齢者を対象とした「生きがい講座」の開催など、より一層の内容の充実に努めます。

また、公民館活動での学習効果が継続発展できるよう、ロビー展など成果発表の場としての積極的活用の促進はもとより、幅広い年代が参加するサークルづくりにも貢献できるよう必要な支援を行います。

主な施策推進事業

- 公民館講座推進事業
- 公民館ロビー展の拡充事業
- 設備・備品更新事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(3) 図書館施設の活用と充実

乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に対応する蔵書の整備、最新の社会情報に即応した図書や郷土資料の収集など、利用者ニーズを満たせる図書館づくりを推進するとともに、学校図書館や、他地域図書館との連携など、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努めます。

また、子ども達が読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう子どもの読書活動の推進を図ります。

併せて、中心市街地再構築全体構想計画による図書館移転の準備を行います。

主な施策推進事業

- 図書資料等収集事業
- 図書館サービス充実事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(4) 摩周観光文化センターの活用と充実

地域のコミュニティ活動の中心施設として、子どもから高齢者まで、住民が日常的に利用できるよう、適切な管理運営、必要な改修に努めるとともに、各課と連携しながら文科系・スポーツ系サークル、管内の学校行事、高齢者の介護予防教室、民間の各種事業など、施設の利用促進やイベントの誘致を図ります。

主な施策推進事業

- 摩周観光文化センター利活用促進事業
- 摩周観光文化センター改修事業
- 摩周観光文化センター管理運営事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 学習指導登録者数	人	13 (R3年度)	20
(2) 若年層向け公民館講座開催割合 ※基準値は、H27年度～R2年度平均	%	29.4	40.0
(3) 住民1人あたりの貸出冊数(年間)	冊	3.99 (R元年度)	4.20
(4) 個人による利用人数 ※トレーニング室・キッズコーナー・2Fギャラリー等利用者。	人	3,209 (R2年度)	3,800

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



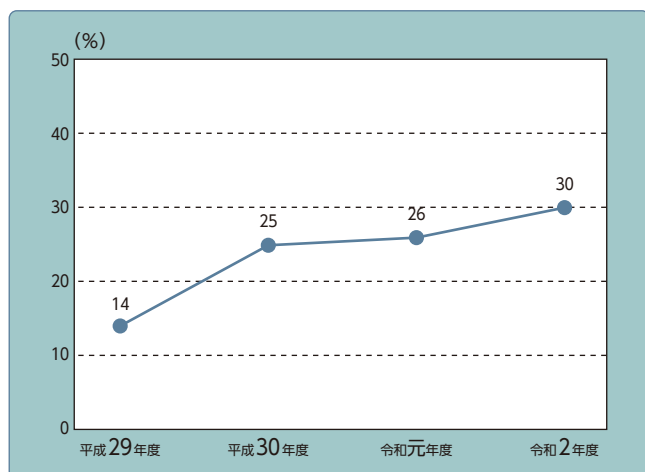
2 青少年の健全育成

現状と課題

本町では、未来を担う子ども達の健全な育成を図るため、青少年教育に取り組んでいます。

幼児・児童・生徒の健全な心身の育成に向け、少年の主張、海の子山の子ふるさと交流事業、摩周おこと教室、子どもクラブ、子ども映画会の実施等様々な取組を行い、未来こども協議会など青少年に関わる各種団体との連携・協力体制を構築していますが、今後も青少年教育の充実を図る必要があります。

また、令和2（2020）年度に、町内全ての小中学校でコミュニティスクールが導入されましたが、地域と学校の連携・協働による教育支援活動を推進し、地域全体で未来を担う子ども達を育てるため、コミュニティスクール制度を側面から支援することを目的として、令和3年度から「地域学校協働本部」を設置し、外部指導者として地域の人材活用に努めており、そうした人材と連携・協力して更なる取組の充実に努める必要があります。



子どもクラブ参加数



少年の主張弟子屈大会

取組の方針

- 青少年の健全育成活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、家庭教育の推進に努めます。
- 青少年の体験・交流活動、各種社会教育活動への参加を促進し、将来にわたるリーダーの育成を図ります。

目指す姿

- 学校や家庭、地域社会で多様な経験を積めるよう活動支援がされ、子どもが自ら考え、学び、問題を解決する力が身に付いています。

施策

(1) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成を図るため、各学校運営協議会と、学校教育支援組織である弟子屈町地域学校協働本部との連携を強化し、活動の充実に努めます。

併せて、子どもは学校・家庭・地域が一体となって育てるという理念のもと、北海道青少年育成運動推進指導員と連携し、家庭学習や生活習慣、体力向上など家庭教育の推進に努めます。

主な施策推進事業

- 弟子屈町地域学校協働本部事業
- 弟子屈町PTA連合会活動支援事業
- 北海道青少年育成運動推進指導員連携事業
- 家庭教育啓発冊子発行事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(2) 青少年育成活動の推進

非日常生活体験や野外体験を中心とした体験・交流活動、各種社会教育活動への参加を促進し、青少年の健全育成はもとより、将来にわたり様々な活動に対応できるリーダーの育成を図ります。

主な施策推進事業

- 弟子屈子どもクラブ事業
- 少年の主張弟子屈大会開催事業
- 北海道教育委員会主催「北海道青少年フロンティアリーダー養成事業」参加事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 弟子屈町PTA連合会研修会参加率	%	30.8 (R元年度)	40.0
(2) 北海道青少年フロンティアリーダー養成事業延べ参加者	人	2 (R2年度)	10

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
第2次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

関連するSDGs (Goals)



3 生涯スポーツの推進

現状と課題

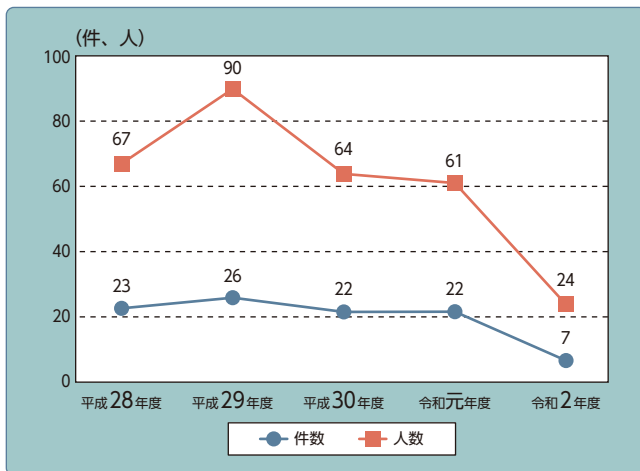
本町では、心身の健康や生きがいづくりのため、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動機会の充実とスポーツ環境の充実を図るとともに、指導者の育成と組織の充実にも努め、スポーツの振興に取り組んでいます。

また、住民のスポーツへの関心が高く、スポーツ事業への参加者も多い状況ですが、スポーツ合宿の誘致を促進することで地域スポーツの振興はもとより、地域経済への効果も期待できることから、住民のスポーツへの関心を更に高め、スポーツ人口の増加を推進する取り組みが求められています。

併せて、町内には町営スピードスケート場や桜丘歩くスキーコース、桜丘クロスカントリーコース、パークゴルフ場等、各所にスポーツ関連施設があり、その整備と適切な運用が必要です。

川湯屋内温水プールは、社交の場として楽しんでもらい、地域の方々の健康増進や体力づくりの推進に寄与していますが、近年水中運動教室等の開催によりリハビリ目的の利用人数が増加傾向にあることから、新たな住民ニーズを掘り起こし、利用者の更なる増加につなげます。

その一方で、老朽化に伴う修繕経費も増加していることから、適切な対応が求められています。また、中心市街地再構築全体構想により新たな屋内温水プールが整備されることから、その移転準備を進めつつ、川湯屋内温水プールの適切な維持・管理を行う必要があります。



全道大会参加人数等



美羅尾山麓完走マラソン大会

取組の方針

- 様々なスポーツ活動の普及に努めるとともに、各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげます。
- 町内のスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、総合型地域スポーツクラブの自主運営化を図ります。
- スポーツ推進委員や少年団指導員等、適切な指導者の育成を図ります。
- 各学校との連携によるスポーツ施設の積極的な有効利用を図るとともに、新たな屋内温水プールの移転に向けた準備を推進します。

目指す姿

- 生涯にわたる生きがいくりのため、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の拡充と環境が整えられ、住民が心身の健康維持・増進を図っています。

施策

(1) 住民皆スポーツの推進

広報紙やホームページなどを利用したスポーツ情報の収集・提供を積極的に行うとともに、住民ニーズの把握に努めながら、誰もが取り組みやすい運動の普及を図り、健康づくりや、親子のふれあい、生きがいくり等を目的に、スポーツ教室等様々なスポーツ活動の普及に努めます。

また、スポーツ大会等のイベント開催や、スポーツ合宿、各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげます。

主な施策推進事業

- スポーツ合宿誘致事業
- スポーツ活動推進事業
- スポーツ大会の運営と支援事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(2) スポーツ団体組織の充実

スポーツ協会や文化・スポーツ少年団、学校の部活動との連携を深めスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、全道全国大会出場者に対する助成などスポーツ振興につながる支援を行います。

また、各スポーツ団体への支援を充実させるとともに、少年団の相互交流を推進します。

併せて、総合型地域スポーツクラブに対して、活動継続に必要な支援を行いクラブの自主運営化を図ります。

主な施策推進事業

- スポーツ団体活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブ育成事業
- スポーツ振興助成事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(3) 指導者の育成

各種スポーツ活動の指導者、ボランティアの育成・確保に努め、スポーツ推進委員や少年団指導員等の各種研修会や講習会への参加を促進して、適切な指導者の育成を図ります。

主な施策推進事業

- スポーツ推進委員研修派遣事業
- 外部講師育成推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(4) スポーツ施設の整備と活用

各学校との連携により学校開放事業を推進するなど、スポーツ施設の積極的な有効利用を図ります。

川湯屋内温水プールについては、施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全性や環境づくりを重視した施設の運営に努めます。

主な施策推進事業

- スポーツ施設整備推進事業
- 学校開放推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

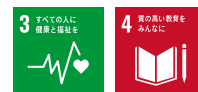
指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) スポーツ合宿誘致数	団体	4 (R元年度)	5
(2) 全道全国大会への参加者数 (選手)	人	61 (R元年度)	100
(3) 指導員向け研修会、講習会の参加者数	人	37 (R元年度)	50
(4) 学校開放数	校	5 (R3年度)	6

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成29(2017)年度～令和38(2056)年度

関連するSDGs (Goals)



4 文化・芸術の継承

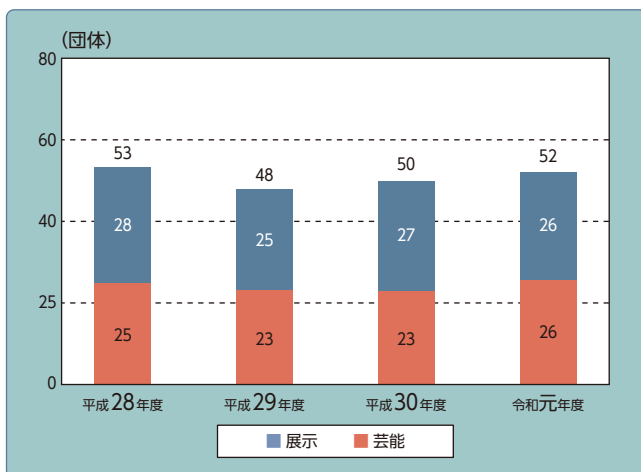
現状と課題

本町では、多くの住民が文化活動に関心を持ち、楽しむことができる環境づくりを目指し、団体・サークルへの支援体制や活動の成果を発表する場の充実を図っています。

そのため、総合文化祭や文化関連団体等の諸行事に支援を行っていますが、本町の芸術文化の更なる普及発展のため、文化協会等関係団体とより一層の連携を図りながら、今後も充実した取組を進める必要があります。

また、先人の歴史や地域特有の文化に対する理解を深めていくための取組や、文化振興を充実するための担い手育成も重要となっています。

質の高い芸術に触れることは心豊かな生活を送る上でとても有意義なことです。身近にその機会が少ない本町にとって、本格的な芸術鑑賞の機会を提供していく必要があります。



総合文化祭参加団体数



総合文化祭（展示部門）

取組の方針

- 文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めます。
- 各種文化サークルの会員同士の交流を深めるとともに、芸術文化活動の振興に努めます。
- 幅広い世代を対象とした芸術鑑賞機会の充実に努めます。

目指す姿

- 様々な芸術・文化そして本町の歴史などに触れる機会が提供され、多くの住民が地域の文化活動に関心を持つ環境が充実しています。

施策

(1) 文化団体への支援と人材の育成

文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、会員の育成・確保を図るための支援を行います。

また、各個人・サークルの文化活動の成果を地域に還元する仕組みを創出し、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めます。

主な施策推進事業

- 公民館講座事業
- 弟子屈町文化協会活動支援事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	◎

(2) 文化活動の推進

公民館講座を母体とした新たな文化活動サークルの立ち上げを支援するとともに、各種団体の会員同士の交流を深め、住民の文化活動のより一層の振興を図ります。

また、「総合文化祭」の開催や全道全国大会出場者に対する助成など、芸術文化活動の振興につながる支援を行います。

主な施策推進事業

- 弟子屈町文化賞・文化奨励賞表彰事業
- 総合文化祭開催事業
- 文化振興助成事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(3) 芸術文化環境の充実

音楽鑑賞会の開催や芸術鑑賞バス事業など、幅広い世代を対象として本格的な芸術鑑賞機会の充実に努めます。

主な施策推進事業

- 幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業
- 芸術文化公演開催事業
- 芸術鑑賞バス事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 弟子屈町文化協会加盟団体数	団体	14（R3年度）	14
(2) 弟子屈町総合文化祭参加団体数	団体	52（R元年度）	55
(3) 全住民に対する芸術鑑賞への参加割合 ※基準値は、平成27年度から令和元年度の平均。	%	6.5	10.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

関連するSDGs（Goals）



川湯ばやし

5 文化財の適切な保全と活用

現状と課題

本町では、文化財保護及び保護思想の普及啓発に向けて、町に数多くある文化財の適切な保存と、住民への公開に努めています。

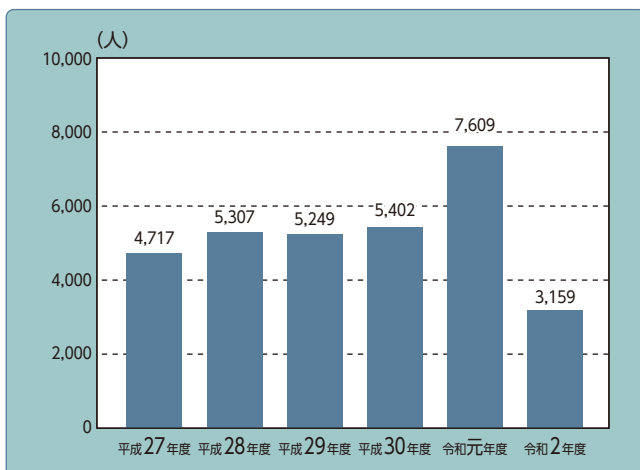
本町の郷土資料は、令和3（2021）年度に摩周観光文化センター内に更科源藏文学資料館を整備し、そこに併設した施設で資料の一部を一般公開しています。残る資料を保管している施設が中心市街地構想で除却対象となっていることから、新たな収蔵先への移設が急務となっています。

また、今後、更科・種市文献資料のデジタルデータ化を進め、歴史的価値のある資料を適切に保存管理していくことも必要です。

本町では、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発を目的としてアイヌ民族資料館の運営を行っています。アイヌ民族の歴史・文化を後世に伝えていく施設として、さらなる活用が求められていますが、施設の老朽化が進んでいることから、アイヌ新法によるアイヌ施策推進地域計画に基づく改修が急務となっています。

種別	内容	主体	指定・登録別	指定等年月日
天然記念物	和琴ミンミンゼミ発生地	国	指定	昭和26年6月9日指定
重要無形民俗文化財	アイヌ古式舞踊	国	指定	平成6年12月21日追加指定
天然記念物	屈斜路湖マリゴケ	町	指定	昭和44年7月11日指定
無形文化財	鑑別獅子舞	町	指定	昭和46年7月31日指定
無形文化財	仁多獅子舞	町	指定	昭和46年7月31日指定
史跡	釧路川流域チャシ跡群 ○ウランコウシチャシ跡 ○クッチャロシペ第1・第2チャシ跡 ○ピラクニチャシ跡	国	指定	平成27年3月17日追加指定

文化財一覧（※地域を定めない文化財を除く）



屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数



屈斜路コタンアイヌ民族資料館

取組の方針

- 更科源蔵資料をはじめとする郷土資料の電子データ化と活用を図ります。
- 民俗・郷土芸能の保存団体の活動支援や後継者の確保を図るとともに、埋蔵文化財の保護活動を推進します。
- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の改修と、来館者の増加を図ります。
- 広く各種組織・団体や個人の参加により、新町史発刊に向けた各種準備を進めます。

目指す姿

- 本町の歴史と文化等情報発信する体制の確立と文化財の保護と伝承が進められています。

施策

(1) 地域の歴史の保全と活用

更科源蔵文学資料館や、移設オープンした郷土資料館「蔵」にある貴重な財産である郷土資料の電子データ化と企画展開催など活用を図り、広く本町の歴史と文化を発信する体制を推進します。

主な施策推進事業

- 台帳及び各種資料データベース化事業
- 町文化財情報発信事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 文化財の保護と伝承

国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」などの民俗・郷土芸能については、保存団体の活動支援や後継者の確保を図り、保存・伝承に努めます。

また、釧路川流域チャン跡群をはじめとする弟子屈町埋蔵文化財については、関係機関との連携により文化財保護活動の推進を図ります。

主な施策推進事業

- 弟子屈町文化財専門委員会設置事業
- 埋蔵文化財保存管理事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の保全と活用

地域の先住民であるアイヌ民族への理解が一層深められるよう、屈斜路コタンアイヌ民族資料館でのアイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図ります。

併せて、施設の改修等を実施し、一般来館者の利用はもとより、児童生徒の学習にも幅広く活用されるような内容の充実に努め、来館者増加に向けた取組を進めます。

主な施策推進事業

- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館プロモーション事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館増改築事業
(★「ひとづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(4) 弟子屈町史の編さん準備

前町史の発刊からまもなく20年が経過することから、新町史発刊に向けた各種準備を進めます。

新町史の準備に向けた取組として各種組織・団体や個人にも参画いただき、漏れなく、正確で、公平、中立を念頭に編さんを進め、分かりやすく、親しみやすい町史となるよう努めます。

主な施策推進事業

- 町史編さん委員会設置及び編さん事業
- 町史資料収集整理事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指標名	単 位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 郷土資料データベース化達成率 ※令和4年度事業開始。	%	0.0 (R3年度)	100.0
(2) 町指定等無形文化財団体の維持	団体	3 (R3年度)	3
(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数	人	7,179 (R元年度)	10,000
(4) 町史編さん基礎年表完了率	%	35.0 (R3年度)	100.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町アイヌ施策推進地域計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)





第5章

【基本目標5】

行動する人を育てる

夢(まち)づくり



第1節 協働の推進



1 ネットワークづくりの推進

現状と課題

本町では、住民全体が「地域の発展は人づくりから」という共通認識を強く持ち、人材育成に関する様々な取組の成果や、多種多様な才能を持つ人材の活用が十分まちづくりに活かされるよう、仕組みを工夫して、参加の機会や交流の場を拡充しています。

そのため、町の未来を担う若い人材の育成に力を注ぐとともに、老若問わず地域の魅力を発信できる人材づくりを推進し、これからのまちづくりには町民と行政が「魅力ある地域づくり」という目的を共有し、互いに協力して助け合う「協働」の理念が不可欠という認識に立ち、「協働」の視点を持った人材の育成に努めています。

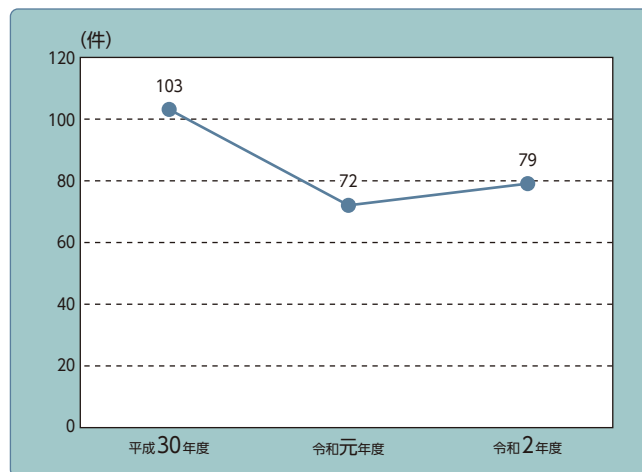
しかしながら、近年住民主体の活動団体が減る傾向にあることから、必要なアドバイスの提供や制度の周知方法などを再検討し、地域づくり活動支援を取り組む必要があります。

地域おこし協力隊員は、隊員採用の大きな目的でもある定住率が管内でも高くなっているとともに、隊員それぞれの業務や町内の情報発信なども積極的に実施し、町内の若者を中心に交流を進めています。

そのため、協力隊員の活動の仕方について、柔軟に対応し、隊員の活動を積極的にフォローできる仕組みを構築する必要があります。



地域おこし協力隊



人材育成支援事業

取組の方針

- 地域づくり活動を支援し、人材が自主的に活躍できる機会の創出を図るとともに、多くの住民が「協働による地域づくり」への理解を深め、地域づくりの担い手となるよう育成に取り組みます。
- 本町のまちを学び、紹介・案内できる人材の育成と、住民の地元愛の醸成を図ります。
- 地域コミュニティの活性化、NPO法人等の設立支援、及び地域おこし協力隊員による起業や事業化の支援を図ります。
- 地域で活躍する人材、団体、地域を結びネットワーク化を進めるとともに、都市部からの人材の積極的な受け入れと、本町への定住化を促進します。

目指す姿

- まちづくりを進める多様な人材の育成や受け入れが継続的に行われ、まちづくりが活発に行われています。
- 多くの住民が行政との協働に参画し、本町や地域に対する愛着を醸成しています。

施策

(1) 人材が活躍できる仕組みづくり

地域づくり活動を支援し、地域づくりの経験を持つ人材を育成するとともに、その人材が自主的に活躍できる機会の創出を図ります。

また、多くの住民が「協働による地域づくり」への理解を深め、地域の課題の発見・解決に必要なノウハウを身に付けるため、まちづくり講座等を開催するとともに、「協働による地域づくり」を円滑に進めていくために、ふるさとづくり人材育成事業を推進します。

併せて、町の将来の人材育成のため、児童・生徒への人材育成支援を行います。

主な施策推進事業

- 地域づくり推進事業（★「ひとづくり」推進事業）
- 人材育成支援事業（★「ひとづくり」推進事業）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(2) 地元愛の醸成の推進

「ふるさと講座」を通じて、住民自らが地域を知る機会を提供し、弟子屈のまちを学ぶとともに、併せて、紹介・案内できる人材の育成などと、住民の地元愛醸成につながる取組を進めます。

主な施策推進事業

- ふるさと講座推進事業
- 弟子屈子どもクラブ事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(3) 地域コミュニティ支援の推進

地域コミュニティの活性化やNPO法人等の設立を支援し、コミュニティの中心的役割を担う地域おこし協力隊員が進める事業化を支援します。

主な施策推進事業

- 地域コミュニティ活性化支援事業
- 地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(4) 人・団体・地域のネットワーク形成

地域で活躍する人材、団体、地域を結びネットワーク化を進め、さまざまなノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報をデータベース化し活用を推進します。

必要な人材は、都市部からも積極的に受け入れ、地域づくりの担い手として活動してもらい、都市部との地域間交流や、本町への定住につなげます。

主な施策推進事業

- 地域ネットワーク形成推進事業
- 地域おこし協力隊推進事業 (★「ひとづくり」推進事業)
- 人材バンク制度事業 (★「ひとづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 地域づくり活動支援交付金件数 (累計)	件	10 (R3年度)	15
(2) 弟子屈子どもクラブ参加割合 (延べ)	%	8.8 (R元年度)	20.0
(3) 地域おこし協力隊員の起業件数 (累計)	件	8 (R3年度)	15
(4) 人材バンク登録件数	件	14 (R3年度)	20

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



2 全ての住民が活躍できる社会の推進

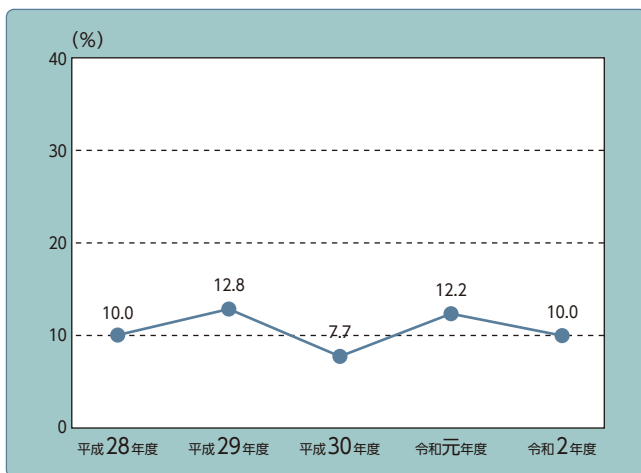
現状と課題

わが国では昭和60（1985）年に男女雇用機会均等法が成立し、女性が社会進出し活躍のできる体制や環境の整備を図ることとなりました。その後、令和2（2020）年の改正では職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられるとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止指針が改正され、社会全体で対応が必要となっています。

こうした中、本町では住民一人ひとりが平等な立場で、互いに尊重しあう地域社会の形成を目指し、女性が社会進出し活躍のできる体制や環境の整備を図っています。そのため、本町では弟子屈町女性団体協議会に対する支援や弟子屈町女性のつどいの開催を通して、男女共同参画社会の推進に努めており、今後もその方針に基づいた取組を継続していく必要があります。

また、多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようというダイバーシティの考え方が社会に広まっていますが、将来的な少子高齢化による労働力人口の減少等に対応した人材確保の観点から、本町でもその取組を強化する必要があります。

併せて、本町では、住民の郷土愛の育成と高揚を図るため、住民の模範となるべき住民や関係団体を表彰しており、今後も推進していきます。



女性管理職登用率



住民の顕彰

	自治功労賞	社会功労賞	産業功労賞	在住功労賞	善行表彰	特別表彰	合計
平成27年度	—	1	2	74	2	—	79
平成28年度	1	—	—	73	4	—	78
平成29年度	1	—	—	76	4	—	81
平成30年度	—	3	1	100	3	—	107
令和元年度	—	—	—	83	3	—	86
令和2年度	1	1	—	85	3	—	90
令和3年度	1	1	—	101	3	—	106

表彰者数

取組の方針

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組の更なる充実と、女性の活躍を支援します。
- 住民の一人ひとりを、本町の地域社会の一員として受入れ、人材として登用し活用できるダイバーシティのまちづくりを推進します。
- 住民の郷土愛の育成と高揚を図るため、本町に功績のあった住民を広く知らせ表彰します。

目指す姿

- 男女共同参画社会が大きく前進し、女性も男性とともに社会で活躍しています。

施策

(1) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会を実現するために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けた啓発活動に取り組みます。

また、あらゆる分野において女性の活躍が見られるよう、女性の参画機会の拡大に向けた啓発や情報提供を実施します。

主な施策推進事業

- 男女共同参画推進啓発事業
- 女性団体活動推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	○

(2) 包摂と共生の社会づくり

社会的に弱い立場にある人々をも含めた住民の一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、尊厳をもって社会（地域社会）の一員として受入れ、年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好などさまざまな属性の人材を登用し活用するダイバーシティのまちづくりを推進します。

主な施策推進事業

- ダイバーシティ推進事業
- 人権擁護推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 住民の顕彰

住民の模範となるべき住民や関係団体を表彰して、住民の郷土愛の育成と高揚を図ります。

主な施策推進事業

- 弟子屈町表彰事業
- 受賞者管理台帳整理事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 女性管理職の登用率	%	10.0（R3年度）	20.0
(2) ダイバーシティ推進計画の策定	策定	未策定（R3年度）	策定
(3) 表彰者数 ※基準値は、H29～R3年度表彰者数平均 ※毎年一定数の表彰（対象）者がでる町風土（町への愛着等）の指標として設定	人	94	100

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



第2節 交流の推進



1 互いに支え合うコミュニティの充実

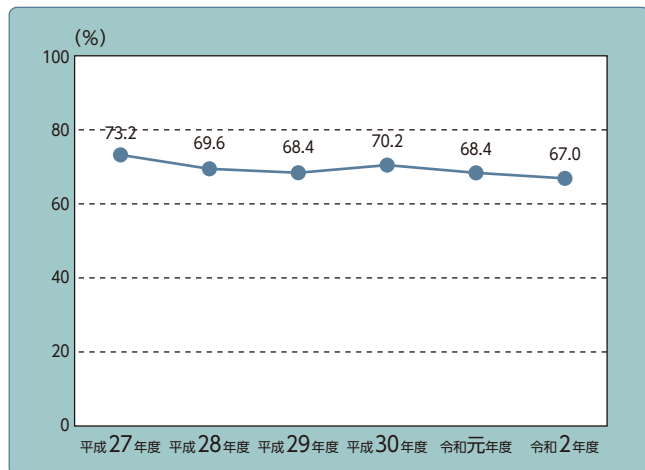
現状と課題

本町では、地域が一体となるよう雰囲気づくりに努め、各地域のことはその地域の住民が中心となって解決していく意識と体制をつくる取組を進めており、住民が主役のまちづくりの実現に向け、住民の基礎的組織である自治会が行う各種活動に対し支援をしています。しかしながら、コミュニティ意識が希薄になっている中で、自治会の果たす役割は大きいことから、自治会の加入率向上に努めるとともに、地域住民が中心となり課題解決していく体制づくりを推進する必要があります。

そのため、自治会活動の中心である各地域の会館施設等を維持管理し地域活動を側面から支援する必要から、地域コミュニティの繋がりを高め活性化させるために、利用しやすい施設の管理・運営を行っています。

しかしながら、町内に23箇所ある地域集会所は、いずれの施設においても老朽化が著しく、大小修繕が複数必要な状況にあり、突発的な設備の故障等による緊急対応も増えてきています。

そのため、弟子屈町公共施設等総合管理計画及び個別施設管理基本計画に基づき、施設の状態を見ながら計画的な補修を実施するとともに、将来的な廃止も視野に入れた取組を検討する必要があります。



| 自治会加入率



| 仁多交流センター

取組の方針

- 地域課題を自らが積極的に解決する意識の醸成を図るとともに、地域コミュニティへの参加の機会となる自治会への加入を促進します。
- 各集落に整備されている、コミュニティ拠点施設の適切な管理と活用を促進します。

目指す姿

- 各地域の拠点施設で、まちづくりにつながる様々な活動が展開され、住民、行政、地域がそれぞれの役割と責任を持って、まちづくりの課題を解決しています。

施策

(1) 地域活動の活性化

地域が一体となるような雰囲気づくりに努めるとともに、各地域のことはその地域の住民が中心になって解決していく意識と体制づくりに取り組みます。

また、地域住民が中心となってまちづくりに取り組めるよう、行政が自治会加入率向上支援をするなどの取組を行います。

主な施策推進事業

- 自治会加入率向上支援事業
- 自治会加入促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(2) 地域におけるコミュニティ拠点の維持

町内の各集落に整備されている、農村センター、研修センター、交流センター、川湯ふるさと館等の農業関連施設や、各地区にあるコミュニティ施設の維持に努めるとともに、コミュニティ拠点としてその管理・運営を地域と連携して行い、より一層の活用を促進します。

主な施策推進事業

- 交流センター等維持・管理事業
- 農業施設維持・管理事業
- 農業施設利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 自治会加入率	%	67.0（R2年度）	70.0
(2) 施設延べ利用回数 ※農村センター等、所管部署が管轄する全てのコミュニティ施設での利用回数。	回/年	1,344（R2年度）	1,400

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成29(2017)年度～令和38(2056)年度

関連するSDGs (Goals)



2 地域間交流の推進と国際化対応

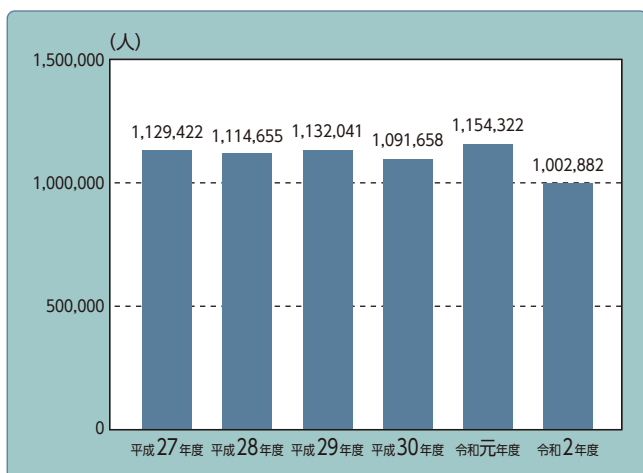
現状と課題

本町では、地域経済の活性化と、国際化や交流を進める人材の育成を図るため、様々な地域・分野における交流活動を推進しています。

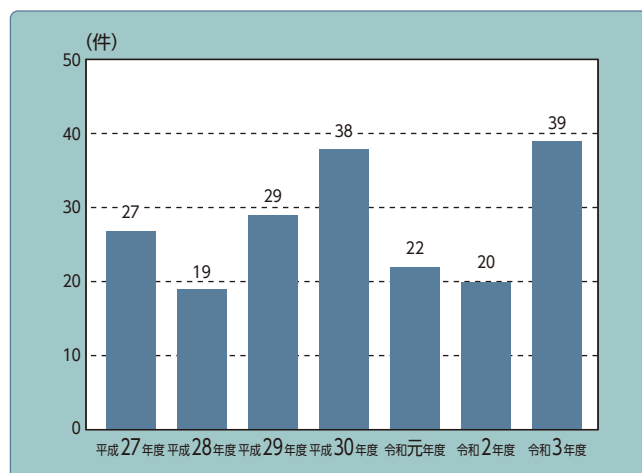
姉妹都市交流による地域間の交流は、それぞれの地域の異文化に触れたり、人的交流を行ったりすることで、さまざまな情報を肌で感じることができ、より視野の広い人間形成に役立つことから、本町では、姉妹都市である鹿児島県日置市への弟子屈高等学校生徒の修学旅行時の物販等への支援や、見識を広げ、学校活動の向上に資することから中学生が相互訪問し交流しており、今後もこうした交流事業を継続する必要があります。

また、これまで多くの人材を町外に送り出している本町では、そのつながりを大切にするため、町出身者による弟子屈ふる里会（東京）や札幌弟子屈会との交流も継続的に行っています。しかしながら、新規の会員があまり増加せず、会員自体も高齢化が進む中、再度会員の増加と交流を進める必要があります。

本町への移住を希望する人が毎年多く本町を訪れ、移住相談を行っています。一人でも多くの人を受け入れ人口減少対策に結びつけるため、移住ワンストップ窓口、移住サイト管理、SNSによる情報発信、移住体験プログラムの実施、移住PR、移住アドバイザーによる活動を引き続き行い、今後より一層その取組を強化する必要があります。



関係人口



移住相談



姉妹都市（鹿児島県日置市）中学生交流



移住相談

取組の方針

- 中学生の人的交流を継続して推進するとともに、観光・農業等の経済交流や歴史的経緯による交流を継続し、相互の発展を図ります。
- 本町出身者との交流を活発化させ、これまでに交流のなかった出身者との交流を推進します。
- インバウンド（訪日外国人旅行）や、技能実習生等を受け入れる体制の構築を推進します。
- 本町との関わりを持つ人を増やすとともに、その交流機会を増やす取組を推進します。

目指す姿

- 多くの人々が本町を訪れる、選ばれる魅力あふれるまちになっています。

施策

(1) 姉妹都市等との交流の推進

姉妹都市である鹿児島県日置市との交流については、中学生の人的交流を継続して推進していくとともに、観光・農業といった経済交流による相互の発展を図ります。

また、町の歴史上において縁のある岩手県久慈市、三重県松阪市についても交流を図っていきます。

主な施策推進事業

- 姉妹都市（鹿児島県日置市）中学生交流事業
- 関係都市交流推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 町出身者との交流の活性化

首都圏の本町出身者を中心とした弟子屈ふる里会（東京）や札幌弟子屈会との交流を継続するほか、新たな会員の増加を目指します。

主な施策推進事業

- ふるさと会支援事業
- ふるさと会活性化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 国際化対応の推進

観光などで訪れるインバウンド（訪日外国人旅行）や、農業等に従事するため町内に居住する技能実習生等を受け入れるため、体制の構築と、行政情報などの多言語化を推進します。

主な施策推進事業

- 行政情報多言語化推進事業
- 観光情報多言語化推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(4) 交流人口及び関係人口の拡大

人口減少対策のため、町と関係するさまざまな取組を通し、関係人口を増加させ、移住・定住を促進します。

主な施策推進事業

- 移住定住促進事業（★「ひとづくり」推進事業）
- U I J ターン新規就業支援事業（★「ひとづくり」推進事業）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単 位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 姉妹都市中・高校生交流人数（累計） ※基準値は、R元年中学校・R2年高等学校の合計	人	43（R元年度）	120
(2) ふるさと会（札幌・東京）会員数	人	206（R2年度）	230
(3) 外国人登録数	人	75（R3年度）	100
(4) 関係人口数	万人	100.2（R2年度）	156.6

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
釧路定住自立圏共生ビジョン	平成22(2010)年～
第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



3 人権と平和を守る取組の推進

現状と課題

「人権」とは「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものとされています。

本町の住民はその意識を持ち、他の人権を損ねる大きな問題は発生していませんが、差別を受けた住民の相談窓口を設け、対応する体制を整え、今後も人権意識を育むための教育や啓発活動を進める必要があります。

また、近年性的マイノリティの人を表す総称としてLGBTQという表現を耳にする機会が多くなっています。本町では、LGBTQの方を含め、あらゆる人に居場所があり、いきいきと活躍できる共生社会づくりを進める必要があります。住民への啓発活動や、様々な取組を進め、LGBTQの人々と非LGBTQの人々との間に存在する不平等や格差を無くす社会づくりを推進する必要があります。

更に、誰もが恒久平和を望む中、北方領土の返還運動を継続的に実施します。また、本町では、本町出身の戦没者を遺族等とともに年に一度慰霊していますが、参列遺族が年々減少を続ける中で、近隣市町村の動向も見ながら、今後見直しを検討する必要があります。



人権教室



戦没者追悼式

取組の方針

- 人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組むとともに、誰もが平等に社会活動できる意識改革に取り組めます。
- 性に関する理解と尊重を推進し、セクシュアルマイノリティの人権を守る意識の醸成に努めます。
- 住民一人ひとりが平和意識を共有し、平和な社会の継承に努める取組を進めます。

目指す姿

- 本町で生活する住民だけでなく、より多くの人と平等な立場で社会参加できる、人権尊重のまちづくりが進んでいます。

施策

(1) 人権の意識啓発

性差別や国籍等への偏見、差別による人権侵害、子ども・高齢者等への虐待、障害があることへの差別、配偶者やパートナー等からの暴力等、人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組みます。

また、差別を受けた住民の相談窓口を開設するとともに、誰もが社会活動できる意識改革に取り組みます。

主な施策推進事業

- 人権相談窓口事業
- 人権擁護啓発推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 性に関する理解と尊重の推進

同性愛者や性同一性障害者に対する根深い差別をなくし、セクシュアルマイノリティの人権を守る意識の醸成に努めます。

主な施策推進事業

- セクシュアルマイノリティ啓発事業
- ジェンダーフリートイレ整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 平和な社会の継承

住民一人ひとりが平和意識を共有するとともに、恒久平和を願い次世代へ継承していくよう、北方領土の返還運動や戦没者の慰霊等、様々な機会を通して啓発を行います。

主な施策推進事業

- 北方領土早期返還推進事業
- 戦没者慰霊事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

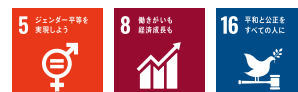
指標名	単 位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 人権相談窓口開設回数	回	4（R3年度）	4
(2) ジェンダー・ニュートラルトイレ整備箇所（延べ）	箇所	0（R3年度）	1
(3) 北方領土返還要求署名件数	件	20（R2年度）	100

※(2) について、多機能トイレをジェンダー・ニュートラルトイレとして整備

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



第6章

【基本目標6】

誰でも参加する
ことができる
夢(まち)づくり



第1節 安定した行財政の運営



1 信頼される行政組織づくり

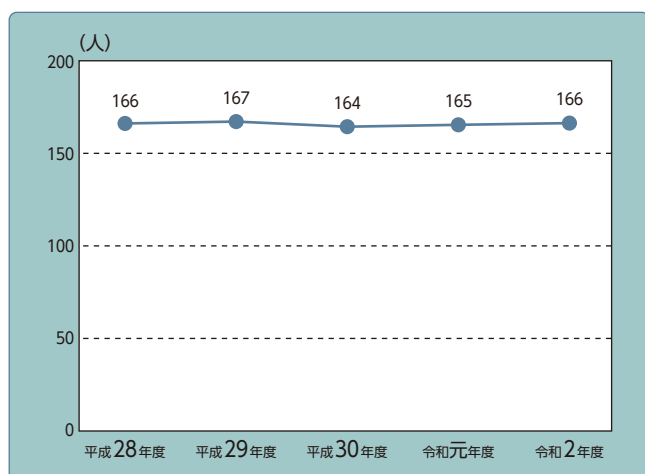
現状と課題

本町では、多様化する行政ニーズ、地方分権の推進、情報化の進展など新たな時代の変化に対応するため、サービスの向上と事務の効率化を重視した行政運営を推進しているとともに、まちづくりを推進する人材である職員の能力向上を図り、行政課題に的確に対応できる組織体制とシステムづくりを進めています。

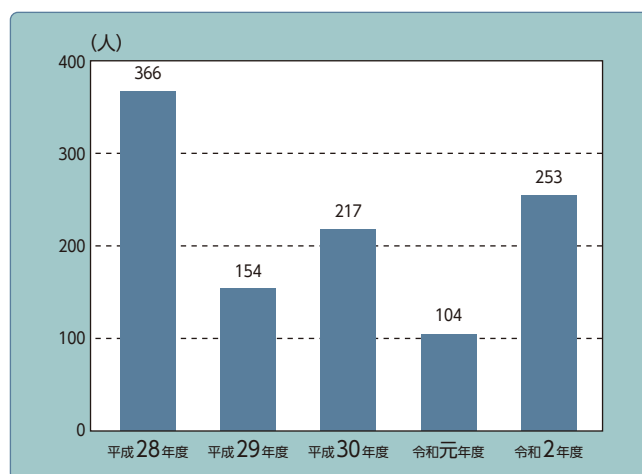
厳しい財政状況の中で多様化する住民のニーズに応えるため、行政の簡素化、効率化を推進し、人口・財政規模に応じた行政運営を目指していますが、経費等縮減や効率的な行政運営を更に進める必要があります。そのため、令和元（2019）年に第8次行政改革大綱を定め、時代に即した改革を推進する方針に基づき、今後も厳しく律した行政運営を進める必要があります。

また、役場における対応の向上に向け、住民目線で利用しやすいと感じる窓口づくりを進めています。

更に、信頼される組織となるために、そこで働く職員の能力向上に向け、毎年職員研修を実施しています。加えて、人事評価制度の深度と理解を深めるための研修を継続的に行い、的確な人事評価を行うことによって、職員の働く意識の向上に努めていますが、職員の健康管理への意識向上及び職場環境の整備と併せて、更なる取組を進める必要があります。



職員数（正職員・再任用職員）



職員研修参加者

取組の方針

- 行政需要や財政規模に応じた、より効率的かつ効果的な行政運営の推進に努めます。
- 優秀な人材の確保と若手職員の育成に努めるとともに、明るく働きやすい職場環境を整備します。
- 効率的な公文書の適正管理と、積極的な情報公開及び発信に取り組みます。
- 利用する住民に積極的に応対するなど、利用しやすいと感じる窓口づくりを行います。

目指す姿

- その時代の行政規模を見据えた上で、効率的かつ効果的な組織機構となる柔軟な行政組織となっています。
- 誠実で正確かつ迅速に、また常に予算や目的、成果などを意識しながら行政運営にあたる職員に満ちた職場となっています。

施策

(1) 柔軟な組織運営の推進

業務の合理化、部署間の業務連携の強化などにより、行政需要や財政規模に応じた適正な組織機構の見直しと適正な職員配置を図り、より効率的かつ効果的な行政運営の推進に努めます。

主な施策推進事業

- 行政改革推進事業
- 弟子屈町職員提案事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 人材確保と職員の育成の推進

優秀な人材の確保に努めるとともに、若手職員の育成手法を検討し、よりスピーディーな成長に取り組むほか、人事評価制度を適正に運用し、評価結果を生かした職員の育成に努めます。

また、ハラスメントの防止に努めるなど、明るく働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

主な施策推進事業

- 職員育成推進事業
- 働きやすい職場形成事業
- 人材確保事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 公文書の適正な管理と情報公開

町の保有する情報が住民の財産であることを念頭に置き、公文書の適正な管理を図ります。

また、情報公開条例に基づき適正な情報公開を行うとともに、各種統計データなど有用な情報をWEBサイト等も含め積極的に発信します。

主な施策推進事業

- 文書管理適正化事業
- 情報公開事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(4) 利用しやすい環境づくり

全ての利用者に対し、直接対面のほかオンライン化を推進することにより、各種手続の簡素化や効率化に努め、利用しやすいと感じる環境づくりを行います。

主な施策推進事業

- ワンストップ窓口事業
- オンライン推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単 位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 職員提案件数	件	0 (R2年度)	5
(2) ストレスによる総合健康リスクの高いグループの割合	%	17.6 (R2年度)	0.0
(3) 文書保存・保管状況巡回点検回数	回	0 (R2年度)	2
(4) オンライン手続件数 ※コンビニ交付を含む	%	0.0 (R2年度)	15.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町職員人材育成基本方針	平成30(2018)年5月～
弟子屈町ハラスメントの防止等に関する指針	平成30(2018)年9月～
弟子屈町特定事業主行動計画	令和2(2020)年～令和6(2024)年
(次期) 弟子屈町特定事業主行動計画	令和7(2025)年～令和12(2030)年

関連するSDGs (Goals)



2 健全な財政運営の推進

現状と課題

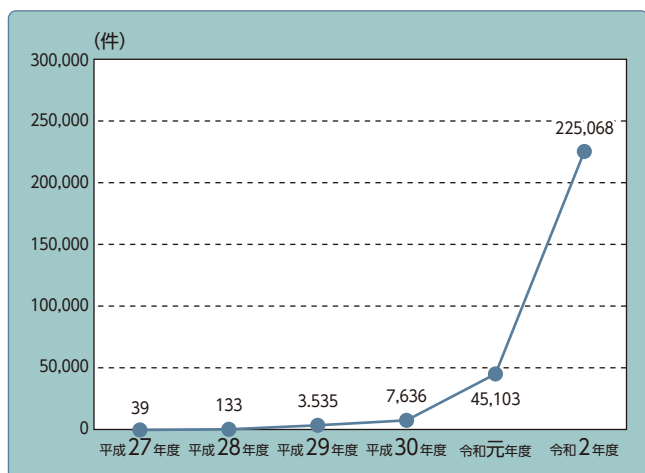
本町では、長期的に持続可能な自治体経営を確立するため、的確な財政見直しによる効率的な財源の活用と施設の有効活用に取り組み、財政の健全化を図っています。

そのため、経常収支比率や実質公債費比率等の、財政健全化指標の向上と適正化に努めるとともに、公会計による経営状況の公表や公共施設更新費用の算出、中期財政計画の策定、当初予算の概要書、各施策評価概要の発行等を行い住民に広く公開しています。

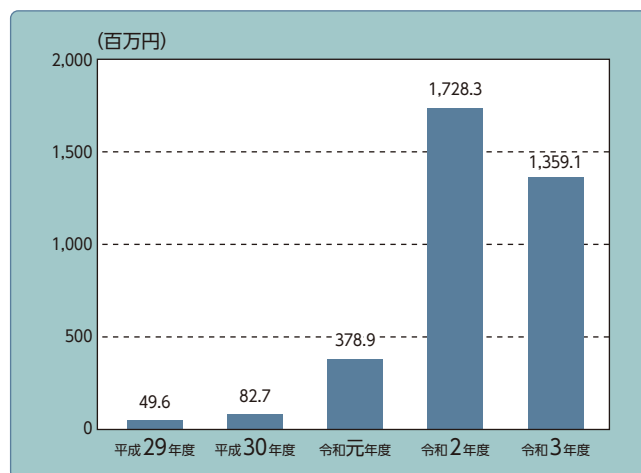
また、税務業務の円滑な執行及び税務行政の公平かつ適正な執行に努めるとともに、納付環境の向上と徴収強化による税負担の公平性を維持しています。そして、徴収困難な事案や高額滞納者に対しては強制的な滞納処分も実施し、厳しい滞納処分を執行することにより、滞納者数及び高額滞納案件は減少しています。

本町が有する公有財産については、その有効活用と適正管理に努めていますが、貸付及び遊休資産売却による財源の確保と老朽施設の除却を進めています。

近年、本町へのふるさと納税寄附件数と寄附金額は増加していますが、制度の先行きにも留意しつつ、納税者に喜ばれる返礼品を提供するとともに、寄附金はまちづくり応援基金に積み立て、本町の活性化に向け有効に活用していくことが求められています。



ふるさと納税寄附件数



まちづくり応援基金への積立額

取組の方針

- 身の丈にあった安定的な財政運営に努めるとともに、不測な事態にも対応できる財政基盤の構築に努めます。
- 各種使用料や手数料など適正な負担の検討を行うとともに、公有財産の有効活用と売却可能資産の売却処分により財源の確保に努めます。
- ふるさと納税の返礼品の更なる充実や新規返礼品開発、協力事業者の拡充などに取り組み、ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上を図ります。
- 公共施設の統合や廃止、転用及び有効活用を進め、適正な公共施設の配置と管理に努めます。
- 納税者ニーズに適した新たな納付方法の推進に取り組みとともに、一層の滞納整理に努め、税務行政の信頼維持に努めます。

目指す姿

- 各種財政指標と比較し健全な状態で、身の丈に合った安定した財政運営が行われています。

施策

(1) 安定的な財政運営と財政見通しの公表

総合計画との連動かつ社会情勢に柔軟な対応を行いながら、身の丈にあった安定的な財政運営に努めます。

また、コロナ禍による大幅な税収減や災害等の不測な事態にも対応できる財政基盤構築のため、財政調整基金への積極的な積立や財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう財政健全化に努めます。

併せて、中期財政見通しを住民と行政が共有できるよう、毎年作成し公表します。

主な施策推進事業

- 財政健全化事業（★「行財政経営」推進事業）
- 財政見直し公表事業（★「行財政経営」推進事業）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 自主財源の確保

各種使用料や手数料など適正な負担の検討を行うことにより、住民サービスの維持に努めます。

また、行政運営において必要な財産と行政以外で有効活用すべき財産に分け、公有財産の有効活用と売却可能資産の売却処分に努めます。

主な施策推進事業

- 遊休施設売却事業
- 町有地売却事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上

ふるさと納税の返礼品の更なる充実や新規返礼品開発、協力事業者の拡充などに取り組むとともに、企業版ふるさと納税事業の検討を行い、寄附件数及び寄附額の向上を目指します。

主な施策推進事業

- ふるさと納税新規返礼品開発事業（★「行財政経営」推進事業）
- ふるさと納税新規事業者拡充事業（★「行財政経営」推進事業）
- ふるさと納税ネットワーク構築事業（★「行財政経営」推進事業）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(4) 適正な公共施設の配置と管理

公共施設の統合や廃止、転用及び有効活用に努めるとともに、適正な管理を行って、施設の長寿命化を実施します。

主な施策推進事業

- 公共施設統廃合推進事業
- 公共施設個別長寿命化推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(5) 適切な賦課徴収と納めやすい環境づくり

税負担の公平、公正を期するため、広域組織との連携や、行政サービスの制限の実施など一層の滞納整理に努め、税務行政の信頼維持に努めます。

また、納税者ニーズに適したキャッシュレス納付などの新たな納付方法の推進に取り組みます。

併せて、児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、生活に必要な税について啓発活動を実施します。

主な施策推進事業

- キャッシュレス化推進事業
- 税の次世代に向けた学習事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 実質公債費比率 ※基準値は令和2年度決算に基づく	%	16.4 (R2年度)	13.0
(2) 公有財産売却物件数	件	0 (R2年度)	15
(3) まちづくり応援基金	千円	1,757,894 (R2年度)	5,000,000
(4) 人口一人当たりの公共施設延床面積 ※弟子屈町の人口一人当たりに対する公共施設の延床面積は18.30㎡(R2年度末現在)。公共施設の統廃合を進め、道内町村平均12.55㎡を目標値とする。	㎡/人	18.30 (R2年度)	12.55
(5) キャッシュレス納税利用割合	%	2.6 (R2年度)	5.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共施設等総合管理計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

関連するSDGs (Goals)



3 自治体間連携の推進

現状と課題

本町は、釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村、厚岸町、浜中町、標茶町に本町を含めた釧路管内の1市6町1村との行政上のつながりが強く、事務の効率化に向け、広域的に取り組むことができる事業を実施し、住民生活の安定化と事務及び経費軽減を図っています。

北海道内で8番目の広域連合として平成14（2002）年に誕生した釧路広域連合は、現在、釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町の1市4町1村で構成されており、構成市町村の可燃ごみの処理を行っています。

今後、人口減少により各自治体単独では成り立っていけなくなる時代が到来することに備え、近隣自治体との連携強化や、管内広域での取組がより一層重要となりますが、事務の効率化による住民サービスの向上と、広域行政の推進を図ることで町内住民の生活安定と向上に努める必要があります。



観光プロジェクト（釧路空港前の花壇植樹）



森のプロジェクト（木育フェア）

取組の方針

- 北海道からの権限移譲事務の受託に取り組むとともに、地方の裁量の自由度が増す取組について、適切に対応します。
- 行政運営の効率性向上や住民の利便性の向上に資する事務事業の、近隣の市町村との連携や共同化を進めます。

目指す姿

- 自治体間や事務の権限移譲により、効果的な自治体運営や住民サービスが向上しています。

施策

(1) 地方分権への対応

住民の利益になることや行財政の効率化が図られる観点から、北海道からの権限移譲事務の受託に取り組みます。

また、地方分権社会構築のため、地方の裁量の自由度が増す取組について、適切に対応します。

主な施策推進事業

- 地方分権推進事業
- 権限移譲推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 広域行政の推進

行政運営の効率性や、住民の利便性の観点から必要な事務事業は、近隣の市町村との連携を図り、共同化を進めます。

また、財源や事業実施の面で国や北海道と連携します。

主な施策推進事業

- 広域行政推進事業
- 釧路管内広域プロジェクト推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 権限移譲した事務の件数	件	127 (R3年度)	140
(2) 釧路管内広域プロジェクト数 ※一部事務組合等含む。	事業	5 (R3年度)	5

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
釧路定住自立圏共生ビジョン	平成22(2010)年～

関連するSDGs (Goals)



第2節 住民と行政の新たな架け橋づくり



1 住民に役立つ広報・広聴の推進

現状と課題

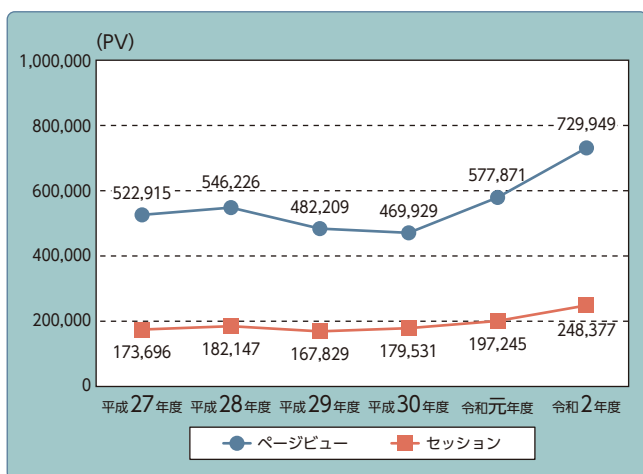
本町では、住民がまちづくりに参加しやすくするためには、まず住民と行政による情報の共有が重要であるという考えに基づき、町の仕事などまちづくりに関する情報を正確かつ適切に収集し、分かりやすく町民に提供するとともに、町外に対しても積極的にまちの良さをPRしています。

そのため、広報活動指針を策定し、広報や広聴を通じて情報の収集やPRを行うことにより、町民との情報共有を図っています。

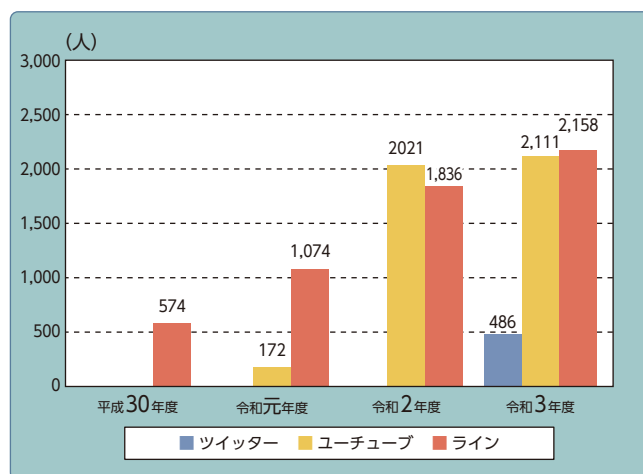
本町の広報紙は、毎月1回発行していますが、全編カラー化することで住民の関心と親しみやすさを実現しています。また、住民への情報発信については、新たにYouTube、ツイッターをスタートし、ラインなどとも連動させ、即時性の高い情報発信はもちろん、動画による視認性の高い情報発信を行っています。

これにより、町のYouTube公式チャンネルでの動画配信については、今では欠かすことができない媒体となっています。これまでの「ムーブてしかが」に加え、新たに地域おこし協力隊が加わり、動画での町公式ニュースを頻繁に配信しており、「今」の町の動きが動画で提供されていますが、住民にとっても行政の動きはもちろん、町の動きが分かる貴重な媒体となっています。

今後は、町長からの「生の言葉」の配信や、議会の動きなど、内容の充実、地域課題を掘り下げるような問題提起型の配信も進めていく必要があるとともに、町の公式ホームページの適切な運用や、若年層に浸透するよう広報活動として情報伝達方法（SNSなど）を増やし、ブランドマネジメントの浸透に向け、全ての住民と町外の方に弟子屈町を魅力的に感じてもらえ、伝わる広報活動を全職員で行うことが求められています。



| 弟子屈町ホームページ閲覧数



| SNSフォロワー・登録者

取組の方針

- 広報紙とホームページの更なる充実に取り組むとともに、本町のシティプロモーション活動を推進します。
- 住民が意見を言いやすい公聴活動を拡充するとともに、住民へのニーズ調査を定期的を実施します。また、審議会等の委員は偏ることのないように努めます。

目指す姿

- 全ての住民が、紙媒体、デジタル媒体などを通し、高い関心をもって行政情報を得られ、活用できるようになっています。

施策

(1) 広報活動の充実

まちづくり情報の中心として広報紙とホームページの更なる充実及び地上デジタル放送による本町のデータ放送やSNSの活用を図ります。

また、行財政の情報を的確に分かりやすく伝えるための工夫に努めるとともに、本町の魅力や良さを町外に伝えるシティプロモーション活動を推進します。

主な施策推進事業

- 広報活動推進事業
- ホームページ運用事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 住民が参加する行政運営の推進

住民が意見を言いやすい様々な機会を使った公聴活動と、意見を丁寧に扱う行政運営に取り組むとともに、住民の考えをまちづくりに反映するため、ニーズ調査を定期的を実施します。

また、審議会等の委員の選出にあたっては、偏ることのない人選に努めます。

併せて、議会に関する情報を、議会だより等を通じて発信し、住民に議会に関心を持ってもらえるよう取り組みます。

主な施策推進事業

- 広聴活動推進事業
- 議会だより発行事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 町民広報モニター制度 <small>※令和4年度からの開始事業。R4年度実績に基づき、目標値を設定。点数化を予定。</small>	ポイント	－（R4年度）	－
(2) タウンメールへの回答率	%	100.0（R3年）	100.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町広報活動指針	令和元（2019）年度～
弟子屈町強靱化計画	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

関連するSDGs（Goals）



2 デジタル・ガバメントの推進

現状と課題

本町では、住民が情報を取得しやすくするために、様々な地域情報基盤の充実に努めています。

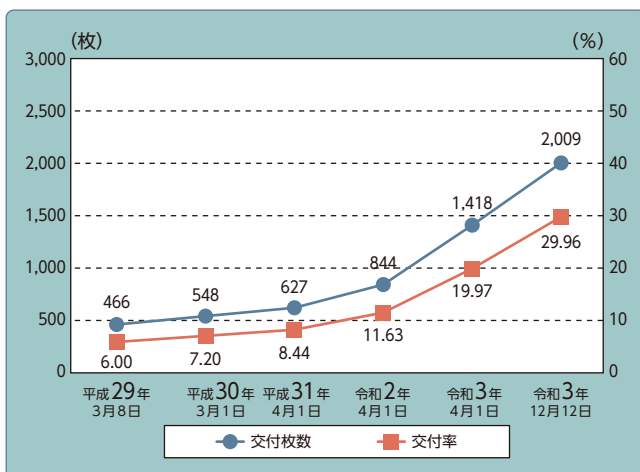
町内には地上デジタルテレビ難視聴区域がありますが、情報通信基盤設備（光ケーブル）を活用した難視聴対策及び情報インフラの整備を推進し、令和元年度には、川湯デジタルテレビ中継局の維持管理及び難視聴区域解消を図ることができました。

また、マイナンバーによる情報ネットワークを通じ、戸籍関係情報が確認可能となり、将来的に行政手続における戸籍証明書の添付省略や広域交付が出来るよう、戸籍情報・附票システムの構築に取り組んでいますが、こうした取組を進める上で、データセンター利用による職員の負担減や安全性を確保することが必要であり、現在、6町村（白糖、釧路、弟子屈、厚岸、浜中、鶴居）での戸籍システム共同利用に係るシステムの構築に向けた取組を進めています。

今後は、情報システム及び機器を適宜更新するとともに、住民の利便性や安全・安心を図るシステムの導入に向け、老朽化や制度改正など時代の変化に対応した総合行政システムの構築が求められています。

こうした取組を進める一方で、国（総務省）は令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、令和3（2021）年7月に、地方公共団体が着実にDXに取り組めるための「自治体DX推進手順書」も公表しました。

「自治体DX推進計画」は、デジタル社会の構築に向けて地方公共団体が取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画であり、これにより今後多くの地方公共団体が、重点的な取組を進めることが想定され、本町においてもその積極的な推進が求められています。



マイナンバーカード交付状況



マイナンバーカード見本（総務省）

取組の方針

- 本町の主要業務を処理するシステムの標準化・共通化に向けた取組を推進し、本町行政のデジタル化を推進します。
- 行政事務手続のオンライン化を推進し、マイナンバーカードの活用を踏まえた行政サービスの向上を図ります。
- 利便性の向上が進むマイナンバーカードを、多くの住民が活用できるよう普及を図ります。
- AI・RPA等のICTを活用し業務の効率化を図るとともに、スマート自治体への展開を図ります。
- スマートフォンの不安定受信地域の解消に取り組むとともに、多くの住民が情報化の利便性を認める取組を進めます。

目指す姿

- 行政機能の強靱化が図られているとともに、デジタル化と既存の窓口業務を並行した住民への利便性向上が図られています。
- 住民一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化社会の実現が進んでいます。

施策

(1) 情報システムの標準化・共通化の検討・推進

全職員の情報システムへの理解向上を図るとともに、担当する業務の効率化を推進する上でのスキルの向上を図ります。

また、それを踏まえ本町の主要業務を処理するシステムの標準仕様を検討し、標準化・共通化に向けた取組を検討・推進します。

主な施策推進事業

- 全職員EA※研修実施事業
- 業務最適化推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 行政手続のオンライン化の推進

未導入のシステムについて、費用対効果の面から導入を検討するとともに、子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続について、マイナンバーカードによるオンライン手続を検討・推進します。

主な施策推進事業

- オンライン手続検証事業（★「くらしづくり」推進事業）
- システムの検討、更新事業（★「くらしづくり」推進事業）
- セキュリティ対策事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

※ EA Enterprise Architectureの略。情報システムなどの標準化、全体最適化を進め、効率よい組織を生み出すための設計手法のこと。

(3) 情報化推進による住民サービスの向上

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するとともに、住民のマイナンバーカード保有の推進に努めます。

また、デジタル化が進むことによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施し、併せて窓口での適切な対応により、デジタル・ディバイド対策を推進します。

主な施策推進事業

- マイナンバーカード普及事業 (★「くらしづくり」推進事業)
- デジタル・ディバイド対策事業 (★「くらしづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(4) スマート自治体の推進

弟子屈町DX計画を策定するとともに、先行してAI・RPA等のICTを活用した業務プロセスを検討します。

主な施策推進事業

- 弟子屈町DX計画策定事業 (★「くらしづくり」推進事業)
- AI・RPA対象事業設定事業
- RPA化導入事業 (★「くらしづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(5) 地域情報基盤の充実

情報化社会において、住民への広報や広聴活動に活用するため、情報基盤の十分な活用が図られるよう、啓発活動や普及活動に取り組みます。

また、携帯電話（スマートフォン）による行政の情報提供を進めるため、不安定受信地域の解消に取り組みます。

主な施策推進事業

- 地域情報化基盤推進事業
- 難視聴対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) E A研修職員受講率	%	0.0（R3年度）	90.0 ※（R5年度）
(2) オンライン手続検証数	手続	0（R3年度）	31
(3) マイナンバーカード普及率 ※全住民に対する発行率	%	19.9（R2年度）	40.0
(4) R P A導入業務数	業務	0（R3年度）	3
(5) 地域情報化及び難視聴対策における要望への対応率	%	100.0（R3年度）	100.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町DX計画	令和5(2023)年度～

関連するSDGs (Goals)



資料編



1 第6次弟子屈町総合計画策定の経過（概略）

令和3年

1月6日	第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定方針を決定
1月7日	トップインタビュー（町長・教育長）を実施
1月8日～18日	町民アンケート（対象者1,000人無作為抽出）を実施
1月16日～29日	町内中高生アンケート（弟子屈中学校135人、川湯中学校15人、弟子屈高校76人）を実施
1月21日～2月10日	第5次総合計画・第1期創生戦略の進捗状況評価を実施
1月26日	第1回弟子屈町SWOT分析研究会（各係長によるワークショップ）開催
1月29日	第1回第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定委員会（三役、各課長など、以下策定委員会）を開催
2月15日	第2回弟子屈町SWOT分析研究会開催
2月25日～3月22日	「まちづくり町民会議」参加者公募
3月1日	広報てしかが3月号にて第6次総合計画策定開始を周知
5月24日	・第2回策定委員会開催 ・第1回第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定検討委員会（課長補佐、係長など、以下策定検討委員会）開催
7月1日	第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定に係る第1回まちづくり町民会議（以下まちづくり町民会議）開催
7月5日	第1回第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略審議会（以下審議会）開催
7月6日	第2回策定検討委員会開催
7月21日	第2回まちづくり町民会議開催
8月6日	第3回まちづくり町民会議開催
10月4日	まちづくり町民会議委員長から提言書提出
10月13日	第3回策定検討委員会開催
10月13日～11月13日	経済団体ヒアリング（摩周湖観光協会・町商工会・J A摩周湖）
10月29日	第3回策定委員会開催
11月8日	第1回弟子屈町SDGs推進研究会開催（職員対象）
12月8日	・第2回審議会開催 ・第2回弟子屈町SDGs推進研究会開催（団体） ・第3回弟子屈町SDGs推進研究会開催（弟子屈高校1年生）
12月9日	第4回策定検討委員会開催
12月29日	第4回策定委員会開催

令和4年

1月13日	第5回策定検討委員会開催
1月14日	第3回審議会開催
1月20日	審議会から答申書提出
1月17日～2月16日	パブリックコメント実施
1月23日	第4回弟子屈町SDGs推進研究会開催（一部一般住民対象）
3月1日	第5回策定委員会開催
3月8日	3月議会定例会に上程・可決

2 審議会答申書

令和4年1月20日

弟子屈町町長 徳永 哲雄 様

第6次弟子屈町総合計画及び

人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略審議会
委員長 上村 剛志

第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の答申について

令和3年7月5日付けで、当審議会に諮問された第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の策定について、慎重に審議を行った結果、別冊の第6次弟子屈町総合計画（案）及び第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略（案）のとおりとなりましたので、下記を添えて、ここに答申いたします。

記

第6次弟子屈町総合計画は、急速に変化していく時代の流れを敏感にとらえ、その変化に柔軟に対応するため、計画期間を8年間とし、第2期創生戦略はその前期実行計画期間あたる4年間としました。

それぞれの計画の策定にあたって、町民の皆様や各方面で活躍されている団体等のご意見・ご要望をもとに、その意向を反映し策定されたものであり、本計画の策定にあたって設立された、まちづくり町民会議では、若い世代を中心に、多くの町民の皆様がコロナ禍の中、町の将来を考え、工夫しながら提言書をまとめてくださいました。

計画の基本構想では、第5次弟子屈町総合計画のコンセプトを引継ぎつつ、それをさらに発展させ、持続可能なまちであり続けるため、まちの将来像を『「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈』としました。

また、その持続可能な取り組みを進める大きな枠組みとして、SDGsの概念も取り入れ、各施策を横断的に取り組む指標にしています。

その取り組みについては、「誇りと活力あふれる 夢（まち）づくり」をコンセプトに、環境、活力、暮らし、教育、人材、公共の6つの基本目標を掲げました。

さらに、その目標を達成するために、重点プロジェクトに「まち」「ひと」「しごと」「くらし」「行政運営」を設定し、主に取り組む内容を明確化し、実行計画には、進捗状況をわかりやすく検証できる指標を設定しました。このことにより、町民の皆さんにも実行していく行政側にとってもわかりやすい計画となりました。

新型コロナウイルス感染症の猛威はもうしばらく続くと思われませんが、本計画にある「夢」あるまちづくり計画を推進し、町民の皆様、企業や団体が一体となり、本計画の目標達成に向かい、取り組まれますことを切に要望いたします。

3 各種会議体委員名簿

(1) 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略審議会

No.	役職	氏名	所属名
1	委員長	上村 剛志	第5次弟子屈町総合計画町民評価委員会委員長
2	副委員長	渡辺 隆幸	摩周湖観光協会会長
3	委員	大森 球聖	釧路信用金庫弟子屈支店長
4	委員	坂本 寛成	(株)北洋銀行弟子屈支店長 (11月まで)
	委員	小枝 憲正	(株)北洋銀行弟子屈支店長 (12月より)
5	委員	野田 昌明	弟子屈町自治会連合会長
6	委員	川口 覚	摩周湖農業協同組合長
7	委員	竹森 英彦	弟子屈町商工会長
8	委員	吉田 啓子	弟子屈町女性団体協議会長
9	委員	笹 渕 紘平	環境省阿寒摩周国立公園管理事務所長
10	委員	大西 展史	弟子屈町校長会長
11	委員	濱村 隆康	弟子屈高等学校長
12	委員	高梨 ひとみ	てしかがえこまち推進協議会 女性部会長
13	委員	武山 桂丞	認定こども園ましゅう保護者の会長

(2) 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定に係るまちづくり町民会議

No.	役職	氏名	所属
1	委員長	今井 慎也	中心市街地再構築全体構想町民会議副委員長
2	副委員長	窪内 英和	4Hクラブ会長
3	委員	保里 晋太郎	公募
4	委員	前田 航太	公募
5	委員	東 香与子	公募
6	委員	猪狩 大智	4Hクラブ副会長
7	委員	吉田 祥子	川湯運営協議会事務局 (元協力隊員)
8	委員	筒井 貴文	中心市街地再構築全体構想町民会議委員長
9	委員	國分 知貴	えこまち推進協議会
10	委員	鈴木 弥生	えこまち推進協議会女性部
11	委員	川上 椋輔	地域おこし協力隊
12	委員	伊藤 恭子	地域おこし協力隊
13	委員	山野 太郎	まちづくり政策課
14	委員	大井 美侑	まちづくり政策課
15	委員	白山 翔太	出納室

(3) 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・
次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定委員会

No.	所属課	役職級	氏名
1	町長		徳永 哲雄
2	副町長		吉備津民夫
3	教育長		岩原 勝行
4	会計管理者		丹羽 好文
5	総務課	課長	曾我部 敦
6	観光商工課	課長	秋山 一夫
7		参事	松岡 公也
8	水道課	課長	江口 将之
9	建設課	課長	伊藤 克之
10	農林課	課長	廣川 直樹
11	議会事務局	局長	向 正則
12	税務課	課長	大木 伸司
13	環境生活課	課長	有馬 浩之
14	川湯支所	支所長	番場 新一郎
15	健康こども課	課長	合田 祐介
16		参事	奥田 禎之
17	福祉課	課長	鈴木 寿史
18	教育委員会管理課	課長	廣田 勝彦
19	教育委員会社会教育課	課長	藤森 忠幸
20	教育委員会指導室	室長	辻川 智宏
21	学校給食センター	所長	山本 由美
22	摩周観光文化センター	館長	加賀 一義
23	老人ホーム倅和園	園長	浜岡 英明
24	政策相談員		RERAWORKS 佐藤 大行

(4) 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・
次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定検討委員会

No.	所属課	役職級	氏名
1	総務課	課長補佐	宮下 和之
2	まちづくり政策課	地域振興室地域振興係長	小野 竜海
3	観光商工課	課長補佐	守屋 憲一
4		商工振興係長	浜崎 浩一
5	水道課	課長補佐	木村 啓之
6		設計係長	松本 尚敏
7	建設課	課長補佐	千代 修
8	農林課	課長補佐	菅野 雄一
9	議会事務局	総務係長	小山 香織
10	出納室	出納係長	土屋 美智子
11	税務課	課長補佐	鈴木 徹
12		納税係長	菅原 広幸
13	環境生活課	課長補佐	城川 輝洋
14	健康こども課	課長補佐	佐藤 直
15		保険年金係長	土屋 拓
16	福祉課	課長補佐	戸崎 泰宏
17	教育委員会管理課	課長補佐	山口 智明
18		学校教育係長	中村 重忠
19	教育委員会社会教育課	課長補佐	澁田 淳二
20	摩周観光文化センター	管理係長	坪井 修一
21	老人ホーム倅和園	事務長	佐藤 晃

〔事務局〕

No.	所属課	役職級	氏名
1	まちづくり政策課	課長	田口 誠
2		課長補佐	三上 哲
3		政策調整係長	鶴田 裕樹
4		政策調整係主事	山野 太郎
5		政策調整係事務補	大井 美侑



第6次弟子屈町総合計画

令和4年度～令和11年度

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

令和4年3月

発行：北海道 弟子屈町

編集：弟子屈町まちづくり政策課

〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL：015-482-2191 FAX：015-482-2696